

大田市財務規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年3月19日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第12号

大田市財務規則等の一部を改正する等の規則

(大田市財務規則の一部改正)

第1条 大田市財務規則(平成17年大田市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第68条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年大田市規則第125号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田市農業集落排水施設の管理に関する条例施行規則

第1条中「大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」を「大田市農業集落排水施設の管理に関する条例」に改める。

様式第1号から様式第9号までの規定中「大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則」を「大田市農業集落排水施設の管理に関する条例施行規則」に改める。

(大田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 大田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成17年大田市規則第127号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

様式第1号中「大田市指定金融機関」を「大田市下水道事業出納取扱金融機関」に、「大田市指定代理及び指定収納代理金融機関」

を「大田市下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

様式第 2 号を削る。

(大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 4 条 大田市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和 2 年大田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 生活排水施設（浄化槽）分担金の報奨金 当該生活排水施設（浄化槽）分担金の収入金

第 8 0 条に次の 2 号を加える。

(3) 農業集落排水事業

(4) 生活排水処理事業

別表費用勘定の表下水道事業費用の部営業外費用の款支払利息及び企業債取扱諸費の項を次のように改める。

支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	企業債に対する利息
	借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
	リース債務利息	

(大田市公共下水道使用料等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部改正)

第 5 条 大田市公共下水道使用料等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則（令和 2 年大田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公共下水道使用料及び公共下水道受益者負担金」を「公共下水道使用料、公共下水道受益者負担金、農業集落排水施設使用料、生活排水施設（浄化槽）使用料及び生活排水施設（浄化槽）分担金」に改める。

(大田市下水道等排水設備指定工事店規則の一部改正)

第 6 条 大田市下水道等排水設備指定工事店規則（平成 1 8 年大田市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」を「大田市農業集落排水施設の管理に関する条例」に改める。

(大田市排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部改正)

第7条 大田市排水設備改造工事資金融資あっせん及び利子補給に関する規則(平成19年大田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例(平成17年大田市条例第158号。以下「農集条例」という。)第3条に定める処理区域及び大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例(平成18年大田市条例第40号。以下「生排条例」という。)第3条」を「並びに大田市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年大田市条例第16号)第3条第3項及び第4項」に改め、同条第2号中「農集条例」を「大田市農業集落排水施設の管理に関する条例(平成17年大田市条例第158号)」に、「生排条例第2条第6号」を「大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例(平成18年大田市条例第40号)第2条第1項第6号」に改める。

第6条第2項中「大田市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則」を「大田市農業集落排水施設の管理に関する条例施行規則」に改める。

(仁摩町特定地域合併処理浄化槽の整備に関する条例施行規則の廃止)

第8条 仁摩町特定地域合併処理浄化槽の整備に関する条例施行規則(平成14年大田市仁摩町規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。